令和５年２月６日
学　　務　　課

議会の委任による専決処分の報告
（売買契約に基づく代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）

１　主旨

令和４年１２月１日開催の文教常任委員会において、区立学校における会計事故の発生として報告した事案について、相手方から遅延損害金の請求により、地方自治法第１８０条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

２　事故の概要

（１）学 校 名　　区立[redacted]中学校

（２）相 手 方　　[redacted]

（３）事故内容

学校維持運営用として令和３年７月７日に８４円切手２００枚、５０円切手５０枚、２円切手５０枚、合計１９，４００円分を購入した際、納品時に相手方より請書兼請求書を受領したにもかかわらず、事務担当者が支払いを怠り、令和４年３月３１日に支出処理を行って、相手方への支払い完了が令和４年４月６日となった。

３　相手方への損害賠償額　　３００円

４　専決処分日　　令和５年１月１０日